

別表

健康長寿推進企業等知事表彰 表彰基準

1 従業員とその家族の健康づくり部門

次の項目のうち、3つ以上の項目に該当し、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められるものであること。

- (1) 従業員やその家族の定期健康診断、がん検診の受診率向上のための取組を実施している。
- (2) 従業員の定期健康診断の要精密者を減少させるための取組を実施している。
- (3) 従業員のたばこによる健康被害を減少させるため、受動喫煙防止や喫煙対策を実施している。
- (4) 従業員やその家族の身体活動を促進する取組を実施している。
- (5) 従業員のメンタルヘルス対策を実施している。
- (6) 従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を実施している。
- (7) 上記以外で、健康づくりに資する特徴ある取組を実施している。

2 地域住民等の健康づくり部門

事業活動や社会貢献活動の一環として、地域住民等の健康づくりに資する取組を実施し、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められるものであること。